

竹島の領土編入をめぐる諸問題

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

Problems with Japan's Incorporation of Takeshima Island

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争（territory dispute）、竹島（Takeshima Island）

日朝関係史（history of Japan-Korea relations）

は じ め に

竹島問題をめぐる論点は三つある。

その第1は、竹島を日本の固有領土とみるかどうかである。

第2は、1905年の日本領土編入についてであり、外務省がどのように領有意思の再確認といえるかどうか、さらには無主地先占といって領有を実現した法理を有効とみるべきかどうかについてである。

第3には、対日平和条約における竹島の取扱いについてで、条約のなかで何らの言及もしていないものを、日本領と認められたといえるかどうかである。

第1の固有領土説による主張については、外務省のホームページで述べられている歴史の事実についての誤りを指摘するとともに、外務省が未だ公表しないままでいる1695年12月の鳥取藩による幕府への回答文と、1877年3月の太政官決定とでもって、竹島に対する日本の固有領土であるとする主張は、明確に否定されたことを明らかにした（拙稿「竹島は日本固有の領土か」『世界』2005年6月号）。

第2の日本領土編入については、歴史的に日本固有領土であったものを、近代国家として領有意思を再確認したとするのが、外務省のホームページでの見

解であるが、前提になる固有領土説が否定されると当然のこととして成立しなくなる。そのこともあって、最近では、かつて主張されていた無主地先占の法理に即した適法な措置であったことが強調されている。

しかしながら、領土編入を行った1905年の当時、リヤンコ島と呼ばれていた竹島が無主地であったといえるかどうか、先占の実態が確認できるかどうかなど、問題が多いとする指摘はかねてよりなされているのである。代表的なのは堀和生の批判である。堀は、日本海軍水路部がリアンコルト列岩（リヤンコ島）として掲載しているのは『朝鮮水路誌』（1894年版、1899年版）である以上、日本海軍はリアンコ島を朝鮮領と認識していたとする。その上でリアンコ島での漁業権独占のために韓国政府と同島貸下を請願しようとしていた中井養三郎の貸下願を、日本政府の関係者が無主地の領土編入願に変更させ、もって当面する軍の目的のため施設を建設しようとしたものであると主張する。（「1905年日本の竹島領土編入」—『朝鮮史研究会論文集』24号、1987年）。

これに対して韓国側では、編入当時の竹島は、韓国の領土であって無主地ではなかったと主張している。それは、1900年に公布した大韓帝国勅令第41号でもって、新しく設けた鬱島郡の区域に鬱陵島、竹島、石島を含むとしており、石島が独島（竹島）に当るというものである。ただし、石島が独島であるという場合、その論証が十分でないと日本側で批判しているほか、塚本孝のように、「仮に勅令にある石島が竹島のことであったとしても、法令に鬱島郡の管轄区域として規定した事をもって、国際法上同島が韓国の領有に帰したとはいえない」と述べるものもいる（「竹島領有権問題の経緯」—国立国会図書館『調査と情報』第244号、1994年）。また下條正男の場合は、鬱島郡にはヤンコ島（リヤンコ島）は含まれておらず「今日の竹島は朝鮮領として認識されていなかった」と強弁する。しかし自ら引用している葛尾修亮の『韓海通漁指針』には、ヤンコ島の漁業について記しているが、その前提としてあるのは、韓国江原道にある鬱陵島の属島としてヤンコ島を位置づけていることを、意図的に無視しているのである（『竹島は日韓どちらのものか』文春新書、2004年）。

塚本も下條も、共通して韓国領であるかどうかの論点を、1900年の勅令第41号での石島が独島に当るかどうかに移して、堀が検証した海軍水路部の認識や、

申請者である中井養三郎が当初は韓国領だと信じていたことなどについては全く言及もしないでいるところに問題がある。

私は拙著のなかで、地理学者の田渕友彦の『韓国新地理』（博文館、1905年）が、江原道鬱陵島につづいてヤンコ島を記していることをあげ、1905年の領土編入の当時では、日本政府内務省、海軍水路部、そして地理学者、さらには民間人の中井養三郎ら、みんなが共通してリヤンコ島（ヤンコ島）は韓国領の島であると認識していた事実を明らかにしたことがある（『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版、2000年）。

本稿は、この拙著の見解を引き継いで、1905年の日本領土編入をめぐる諸問題について解明してゆくことにしている。とりわけ、編入時のリヤンコ島は韓国領であったとする当時の常識的理義についての確認を、中井の貸下願を領土編入に変更させるにあたって積極的役割を果した人たちを通じて行うはずである。そのことにより、領土編入の基本的性格が明らかとなる。なお、堀が引用した島根県の資料は、申請者である中井養三郎自身が問題をどのように考えていたかや、貸下願が領土編入に変った背景に何があったかを教えてくれる貴重な内容をもっている。隠岐島府に提出されたものを田村清三郎が筆写してまとめた資料として島根県立図書館に収蔵されている。

1 無主地先占か領有意志の再確認か

外務省のホームページは、1905年（明治38）の日本政府によるリヤンコ島の領土編入について、「日本政府が近代国家として竹島を領有する意志を再確認したものであり、それ以前に、日本が竹島を領有していなかったこと、ましてや他国が竹島を領有していたことを示すものでなく」と記している。

しかし1905年1月28日の日本政府の閣議決定の時には、「…無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、……今回領土編入並貸下ヲ請願セシ所、此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所屬隠岐島司ノ所管ト為サントスト請フニ在リ、……依テ審査スルニ、明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ、関係書類ニ依テ明ナル所ナレバ、国際法上占領ノ事實アルモノト認メ、之ヲ本邦所屬

トシ…」という。

ここでは、当時の国際法がいうところの「無主地先占」の理論を適用して、領土編入を正当化したのである。リヤンコ島が「無人島」であることはその通りである。しかしその当時は、韓国の江原道に属することが常識になっていたリヤンコ島を「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と断定することができるかどうかは問題である。しかも無主地であったといふのであれば、いま日本政府が主張している固有領土であるとする説とは矛盾することになる。

また、中井が明治36年以来その島に「移住」して漁業に従事しているというのは、明らかに事実ではない。中井とリヤンコ島とのかかわりは、4月から8月にかけてのアシカの漁期にだけ出漁し、菰葺小屋を仮設して「毎回十日間仮居」していただけであり、そこに「移住」して生活していたわけではない。

歴史的に固有領土であるといって領有権を行使していたとするリヤンコ島に対して、1905年では何故に無主地であるといったのか。1905年当時は、日本の領土でなかったからこそ、新たに領土編入の手続きをとり、リヤンコ島と通稱していた無人島に竹島という新島名をつけたのではないか。

歴史的に日本の固有領土として領有権を行使してきたというには、日本人のリヤンコ島についての領有意識が希薄であったことを指摘しなければなるまい。

まずその島名についてである。江戸時代には現竹島を、鬱陵島の竹島に対して松島と呼んでいたことを捨て去り、フランスの捕鯨船が命名したアンクーリ岩(リヤンコ島)を島名にして怪しまなかつたのは何故か、という問題である。

次は、新島命名にあたっての事情についてである。島根県の内務部長から意見を求められた隠岐島司が、鬱陵島を竹島といっているのは「誤稱」であるといって、海図では松島となっているから、新島は竹島と命名すべしと回答している。島司の命名理由からすれば、日本の歴史のなかでは江戸時代と同じように、鬱陵島は竹島であったから、リヤンコ島は松島とすべきであった。このことについて、島根県庁内では誰からも異論が出されず、島司の回答通りに竹島ということで内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのである。地元でも島に対する認識がなかったことを示すものであり、そうした実情にあるところを固有領土といえるだろうか。

そして政府は、近代国家として領有意志を再確認したものというが、再確認であるならば、それ以前に領有意志をいつ確認したかを明らかにすべきであろう。歴史の事実は1696年と1877年の2度にわたって領有権を否定したことはあるが、幕府なり明治政府なりが領有意志を主張したことは一度もないのだから、とうてい「再確認」などとはいえないはずである。

2 リヤンコ島の領土編入申請

鳥取県東伯郡小鴨村の出身で、当時は隱岐の周吉郡西郷町に在住していた中井養三郎が、リヤンコ島に出かけてそこでアシカ漁を独占する目的もって、島全体の貸下願を提出したのが、ことのはじまりである。中井が1910年（明治43）に隱岐島府に提出した「履歴書」には、中井の経歴について次のように記してある。

本籍地 島根県周吉郡西郷町大字西町字指向23番地

平民漁業 中井養三郎

元治元年正月二十七日生

元 鳥取県東伯郡小鴨村大字中河原村

平民農 亡甚六 三男分家

第一 学歴

明治5年 鳥取県久米郡下田中村小学校（現在ノ東伯郡上灘村）ニ入学ス

明治11年 同校ニ於テ小学全科ヲ卒業ス

明治12年 松江市西茶町内村友輔ノ相長学舎ニ入り漢学ヲ修ム

明治13年 相長学舎塾長ニ任セラル

明治17年 相長学舎ヲ辞シ東京麹町区宝田町斯文齋ニ入り漢学ヲ修ム

明治18年 実業ヲ志シ斯文齋ヲ辞ス

第二 事業

明治19年 視察ノタメ小笠原ニ渡航ス

明治20年 濠州渡航ヲ企テ発程ニ望ミ頓座果タサズ、長崎県彼杵郡松島村ニ

流浪ス

- 明治23年 潜水器漁業ニ着手ス
- 明治24年25年 露領浦塩斯徳附近ニ於テ潜水器ヲ使用シテ海鼠漁業ニ從事ス
- 明治26年 潜水器ヲ使用シテ我カ筑前、対馬、朝鮮慶尚、全羅ノ沿海ニ於テ
海鼠、鮑ヲ歴漁ス
- 明治27年以來 潜水器ヲ使用シ鳥取、島根両県下沿海ニ於テ、鮑若クハ海鼠
ヲ歴漁ス
- 明治31年 隠岐水産組合ノ委託ヲ受ケ巾着網漁業試験ニ從事ス
- 明治33年 鳥取県西伯郡御来屋町有志者ノ組合ト同県水産試験場ノ委託ヲ受
ケ鮪流繩漁業ヲ試ム
- 明治36年 能登半島ニ於テ潜水器ヲ使用シ海鼠漁業ヲ試ム、此年始メテ「リ
アンコールド列岩」ニ於テ海馬獵ヲ試ム
- 明治37年 一切潜水器漁業ヲ廢シ専ラ海馬獵ニ從事ス此年「リアンコールド
列岩」ヲ本邦領土ニ編入セラレンコトヲ内務、外務、農商務三大
臣ニ願ヒ出ヅ、
- 明治38年 「リアンコールド列岩」ハ本邦ノ領土ニ帰シ隠岐島司所管ニ属シ竹
島ト命名セラル
- 竹島漁獵合資会社ヲ組織シテ其事務ヲ執行シ以テ今日ニ至ル

農家の三男に生まれた中井が、どうして漁業を志すに至ったかはわからない。東京に遊学している間に情報を得て小笠原諸島に渡航したのが漁業へ転進のきっかけになったものと思われる。つづいてオーストラリアへの渡航も計画しているが、これは実現しなかった。彼はそのまま長崎に滞在し、潜水器を使う漁業を習得し、その後はウラジオストック、朝鮮南海岸、山陰沿岸で鮑や海鼠の潜水器漁業に從事した。明治31年には隠岐水産組合の委託を受けて巾着網漁業試験に從事している。隠岐との関係が生れたのはこの時からと思われる。その後も潜水器漁業を中心に、新しい漁法の試験操業に取り組んできている。そして明治36年に始めてリヤンコールド列岩（リヤンコ島、現竹島）に出漁して海馬獵を行ない、37年のリヤンコ島領土編入申請に至るのである。中井は、36

年に始めてリヤンコ島に出漁してみて、アシカ漁が有利な漁業であることを認識し、競争者を排除して事業を独占することを考えて「貸下願」を申請しようとしたものと思われる。これに対して関係をもった政府各省では、中井の申請を好機とし、「貸下願」を「領土編入並ニ貸下願」に変更させてこれを受け付け、リヤンコ島の領土編入にもち込んだのである。そこで申請がどのような経過で行われ、政府部内では誰が領土編入に誘導していくかについてみてゆくことにしたい。まず中井自身が執筆した「事業経営概要」である。

「……本島ノ鬱陵島ニ附属シテ韓國ノ所領ナリト思ハルヲ以テ、將ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ、上京シテ種々画策中、時ノ水産局長牧朴真氏ノ注意ニ由リテ、必ズシモ韓國領ニ属セザルノ疑ヲ生ジ、其調査ノ為メ種々奔走ノ末、時ノ水路部長肝付將軍断定ニ頼リテ、本島ノ全ク無所屬ナルコトヲ確カメタリ、依テ經營上必要ナル理由ヲ具陳シテ、本島ヲ本邦領土ニ編入シ、且ツ貸付セラレンコトヲ内務外務農商務ノ三大臣ニ願出テ、願書ヲ内務省ニ提出シタルニ、内務省当局者ハ此時局ニ際シ（日露開戦中）韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ取メテ、環視ノ諸外国ニ我が韓國併合ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ、利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラストテ、如何ニ陳弁セシモ願出ハ將ニ却下セラレントシタリ、斯クテ挫折スペキニアラザルヲ以テ、直ニ外務省ニ走り時ノ政務局長山座円次郎氏ニ就キ大ニ論陳スル所アリタリ、氏ハ時局ナレバコソ領土編入ヲ急要トスルナリ、望樓ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セバ敵艦監視上極メテ屈竟ナラズヤ、特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速カニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ、此ノ如クシテ本島ハ竟ニ本邦領土ニ編入セラレタリ」

これとは別に、1933年（昭和8）刊の『隠岐島誌』のなかで、中井が貸下願を申請した経過についての記述がある。同書の発行は1933年であるが、その内容は、編者である奥原碧雲が1906年（明治39）3月に島根県の竹島鬱陵島調査に参加した時、同行していた中井から聴取した内容を記した1907年刊行の『竹島及鬱陵島』と同じものとなっている。したがって前述の中井による「事業経

「當概要」は1910年であるから、それ以前の執筆ということになる。すなわち、

「明治36年伯州東伯郡小鴨村中井養三郎（西郷町現住）は、リヤンコ島海驥漁を企図し、同郷の小原某、島谷某等と、長さ4間の漁舟に投じて、日本海の荒波を蹴破りてリヤンコ島に上陸、……養三郎はリヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願ノ決心を起し、37年の漁期を終るや、直ちに上京して隱岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎に図り、牧水産局長に面会して陳述する所あり、牧局長亦之を賛し、海軍水路部に就きてリヤンコ島の所属を認めしむ、養三郎即ち、水路部長肝付兼行に面会して教を願ひしに、同島の所属は確乎たる徵証なく、殊に日韓両国よりの距離を測定すれば、日本の方10浬近し、加ふるに、日本人にして同島經營に従事せるものある以上は、日本領土に編入する方然るべしとの説を聴き、遂に意を決して、リヤンコ島領土編入並貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり。

……爾來中井氏は、内務省地方局に出頭して、井上書記官に事情を陳述し、また、同郷の桑田法学博士（現今貴族院議員）の紹介により外務省に出頭して、山座政務局長に面会してこれをはかり、桑田博士また大に力むる処ありて、遂に一応島根県庁の意見を徵することとなれり…」

以上二つの資料を通じて、中井がリヤンコ島の「領土編入並ニ貸下願」の申請経過を明らかにることができる。ここで登場してくるキーパーソンは、農商務省水産局長牧朴真、海軍省水路部長肝付兼行、外務省政務局長山座円次郎の三名である。

農商務省水産局長であった牧朴真は、島原藩の士族で、明治8年に長崎県に出仕して以降は官途に就く。しかし明治23年の第一回総選挙で衆議院議員に当選、28年には台湾総督府の創設にかかわり、29年台中県知事となる。その後青森県、愛媛県知事を歴任したのち、内務省警保局長に就任、31年11月に49才で農商務省水産局長となり、39年11月までその職にある。水産局長として遠洋漁業奨励法、漁業法、外国領海水産組合法を公布するなどしたが、32年には韓国を視察、その帰途に福岡で鮮海出漁13府県水産主任官会議を開催するとともに、

各県の韓海通漁組合の設立を働きかけてその連合会を設立して韓海出漁を積極的に支援する。

外務省政務局長の山座円次郎は、福岡に生まれ、明治25年東京帝国大学法学部を卒業するとともに釜山領事館書記生に就任、次いで仁川領事館書記官となる。28年に英國公使館書記官となるが、釜山領事、上海領事を経て、30年に韓国公使館一等書記官となり、34年から外務省政務局長となる。玄洋社の社員であった。

海軍水路部長の肝付兼行には、日露戦争のさなかであり、ウラジオ艦隊の動向や廻航されてくるバルチック艦隊を迎撃つ日本海での海戦に対処してゆくことが求められていた。その海軍水路部発行の1894年（明治27）、1899年（明治32）版『朝鮮水路誌』には、松島（鬱陵島）、リアンコルト列岩と記している。ところが1892年（明治25）以降に次々と刊行された『日本水路誌』にはリアンコルト列岩が記されておらず、海軍が日本領ではなく、朝鮮領と認識していたことを意味している。

リヤンコ島を韓国（1897年以降大韓帝国と国号を改める）の領土であると認識していたのは、山座円次郎、牧朴真も同様である。1904年（明治37）7月23日付で、外務省政務局長山座円次郎として序文を寄せた岩永重華著『最新韓国実業指針』（宝文館刊）では、江原道のなかでヤンコ島として「鬱陵島及我隱岐島の中間三十里の海上にあり、全島居民なし…」と記しているのである。また1903年（明治36）1月刊行の葛生修亮著『韓海通漁指針』（黒龍会出版部刊）には、農商務省水産局長の牧朴真の序文が寄せているが、同書でも江原道のヤンコ島として、「……晴天の際鬱陵島山峯の高所より之を望むを得べし、韓人及び本邦漁人は之をヤンコと呼び…」と記し、山口県潜水器船や大分県饅縄船が出漁していたという。

したがって中井養三郎が、「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ」「鬱陵島ニ附属シテ韓國ノ所領ナリト思ハルル」としたのも当然のことである。何しろ前述のように、政府要路にあって韓国事情に明るい人たちの認識もすべて韓国領のヤンコ島であったわけである。韓国領であると信じていた中井は、韓国政府に貸下請願をしようと決心して上京し、農商務省に行き、同郷の水産局員藤田

勘太郎を訪ねてその紹介で水産局長の牧朴真に会った。

ところが、「朝鮮の領土と信じ」ていたものが、1923年（大正12）刊の『島根県誌』では、「朝鮮領土なりと思考し」に改められて、韓国政府への貸下請願のことは欠落させられ、初めから日本政府への請願のために上京したと改められた。このことについて、1953年（昭和28）9月9日の韓国政府声明文のなかで、この『島根県誌』の記述を指摘された日本政府は、「島根県誌の中井養三郎が同島を朝鮮領土と信じ云々は、根拠のない後人の記述」といって反論したことがある。

牧水産局長は、かねてより日本漁民の韓海出漁を強力に推進してきてただけあって、中井の貸下願がリヤンコ島経営について、「本邦ノ江原咸鏡地方ニ対スル漁業貿易ニ裨益スル所少カラズシテ、本島経営ノ前途最モ必要ニ存ゼラレ候」という文面を注目したと思われる。牧局長は前述のように、ヤンコ島（リヤンコ島）を韓国江原道に属するとしている葛生修亮の『韓海通漁指針』に序文を寄せていた。しかし中井の話を聞いて、ヤンコ島は必ずしも韓国領といえないのではないかといって、海軍水路部に照会してその所属を確かめさせたのである。

海軍水路部で肝付兼行水路部長に会って話を聞くと、リヤンコ島の所属については確乎とした証拠がないという。リヤンコ島の位置は隱岐より85浬、鬱陵島よりは55浬であるが、出雲国多古鼻からは108浬、朝鮮ルツドネル岬からは118浬である。だから日本の方が10浬も近く、しかも日本人が同島で漁撈をしている以上は、日本領土に編入するのがよろしいという説を述べるのであった。中井は、「時ノ水路部長肝付將軍斷定ニ頼リテ、本島ノ全ク無所属ナルコト確カメタリ」というに至る。

こうして中井の貸下願は、内務・外務・農商務の三省に提出されるが、内務省はこれを受けつけず却下した。地方局の井上書記官はいった—「此時局ニ際シ韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ收メテ、環視ノ諸外国ニ我國ノ韓國併合ノ野心アルコトノ疑ヲナラシムルハ、利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラス。」

そこで同郷の桑田法学博士（貴族院議員）の紹介によって外務省に山座円次

郎政務局長を訪ねて、リヤンコ島払下げの必要を説いた。韓国駐在の外交官生活が長く、この直前の7月には『韓國実業指針』に序文を執筆した山座局長は、同書でヤンコ島（リヤンコ島）は韓国領としていたにもかかわらず、否、韓国領であることを知っていたからこそ、「時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ、望樓ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セハ、敵艦監視上極メテ屈竟ナラスヤ、特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速カニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ」と、領土編入が当面して急要であることを説いたのであった。

3 領土編入の手続き

1904年（明治37）9月29日に、中井養三郎は内務、外務、農商務の三大臣宛て「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出し受理された。政府は内務省より島根県に意見を聴取する照会を発し、新島の島名を島根県の答申にもとづいて竹島と決定、改めて内務大臣より閣議に提案され、翌1905年1月28日の閣議で決定した。即ち、

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ、……無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ、漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘ海驕獵ニ着手シ、今回領土編入並ニ貸下ヲ請願セシ所、此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所属隱岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ、依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ、関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事実アルモノト認メ、之ヲ本邦所属トシ、島根県所属隱岐島司所管ト為シ、差支無之儀ト思考ス、依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」

この日本政府の閣議決定文書は、いくつかの問題をもつていることを指摘しなければならないのである。

第1は、リヤンコ島が無人島であることは事実であるが、それを「他国ニ於

テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と、断定することができるかどうかについてである。

第2は、中井が「該島ニ移住シ漁業ニ従事」していたかどうかで、漁業には従事していたにしても、移住していたといえる実態があったかという問題である。

そして日本政府は、「無主地先占」といわれる国際法の理論を適用して、合法的に日本領土への編入をしたというのである。

まずここで、他国が占領した形跡がないといっているが、明らかに一方的な断定だというべきであろう。すでに見てきたように、外務省の山座政務局長、農商務省の牧水産局長がそれぞれ序文を寄せていた図書では、共通してリヤンコ島（ヤンコ島）を韓国江原道に所属するとしていたのである。それが当時の常識であったから、中井も「鬱陵島ニ附属シテ韓國ノ所領ナリト思ハル」と考えたわけである。

それを変えさせたのは、海軍の肝付水路部長であった。当初、肝付は「リヤンコ島の所属については確乎とした証拠がなく」といっておきながら、「日本の方が10浬も近い」という理由で日本領土編入を進めるのである。10浬も近いということは、出雲の多古鼻から108浬であり、韓国のルツドネル岬からは118浬である以上、韓国に近いといわなければならなかったはずである。しかも海軍が作成した『朝鮮水路誌』ではリヤンコ島は鬱陵島とともに朝鮮（韓国）領に含まれており、『日本水路誌』にはのせていなかったのであるから、「肝付將軍斷定」によるリヤンコ島無所属説には何ら合理的な根拠はなかった。

しかもリヤンコ島に対しては、1900年（明治33）の大韓帝国勅令第41号でもって、鬱島郡を置くなかでリヤンコ島を石島と呼んでそこに含まれることを明らかにしているのである。このことは、古来から于山島として朝鮮領とみてきたものについての領有権の再確認であったということができよう。

これに対する日本の場合は、閣議決定文がいうように、「自今」すなわち、今よりこれからは日本領にするというものであった。戦後になって日本外務省は固有領土であると主張するが、固有領土であるならば「無主地」というわけ

もないのである。

さらに中井が1903年（明治36）以来、リアンコ島に「移住」して漁業に従事していたというのも事実ではない。中井が島に渡っていたのは、4～8月のアシカの漁期だけであり、それも仮設した小屋に10日間ばかり「仮居」していたにすぎない。このことについては海軍の『朝鮮水路誌』が、「明治37年11月軍艦対馬ノ此島ヲ審査セシ際ハ、東島ニ漁夫用ノ菰葺小屋アリシト云フ」「此島ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約十日間仮居スト云フ」と報告していることからわかる。

また、1906年（明治39）3月末に竹島を観察した島根県調査団の奥原碧雲は、「要するに、衣食住の材料悉く欠乏せるを以て、従来居住せし者なく、ただ数年前より海驥獵者の時々渡航せると、潜水器漁業者の鮑採集のために寄航せるにすぎず」と記している。

このようにみると、「無主地先占」の理論は、事実関係から成立しなくなるのであった。

島名を「竹島」としたことにも問題がある。

1904年（明治37）11月15日付で、島根県内務部長は隠岐島司に対して、新島の所属については隠岐島庁の所管にしてよいかどうか、又新島の命名についても意見をききたいと申入れた。これに対して11月30日付で隠岐島司は回答した。すなわち、

「本月十五日庶第1073号ヲ以テ島嶼所属等ノ義ニ付御照会之趣了承、右ハ我領土ニ編入ノ上隠岐島ノ所管ニ属セラルルモ何等差支無之、其名稱ハ竹島ヲ適當ト存候、元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹両島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ従来当地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通稱スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第二有之候、左スレバ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該當スペキモノ無之、依テ従来誤稱シタル名稱ヲ転用シ、竹島ノ通稱ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候、此段回答候也」

隱岐島司は、歴史的背景を完全に無視し、鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤稱」であるといって、海図にみられるように松島とすれば、新島は竹島と命名するがよいと回答したのである。島司は、「朝鮮東方海上ニ松竹両島が存在スルコトハ一般ノ口碑ノ伝フル所」といっているが、そこから鬱陵島を松島とするのなら、新島は竹島になるといっているが、江戸時代では長らく鬱陵島を竹島と呼んできていたことには何ら考慮も払われていないのである。竹島をめぐる歴史を知っておれば、新島は松島と命名すべきであった。

この新島の命名については、島根県庁内でも異論がなく、島司の回答の通り竹島ということで内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのである。新島竹島についての認識が、地元でも如何に希薄であったかを知ることができるわけで、そんなものを固有領土といえないことは明らかである。

なお、奥原碧雲もこのことについての疑問を『竹島及鬱陵島』のなかで述べている—「水路誌及び海図中既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は、竹島に当るべき島與は、リヤンコ島を指きて他に求むべからず、とし仍て竹島と命名せられし所以なり。ただ吾人の疑を挾むべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、鬱陵島一名松島と命名せられしか、これ根本的疑問なり。この疑問だに氷解せられしか、竹島の命名は刃を迎へずして直に解決せらるべきなり。吾人の世の識者に向って、切に指教を請はんとする処なり。」

外務省のホームページは、この領土編入について、領有権の再確認であるという。すなわち、「閣議決定及び島根県告示による竹島の島根県への編入措置は、日本が近代国家として竹島を領有する意志を再確認したものであり、……また当時、新聞にも掲載され、秘密裡に行われたものではないなど、有効に実施されたものである」と。

領有意志の再確認というのであれば、当初の確認をいつ行ったかを明らかにすべきであろう。しかし歴史の事実は、1696年（元禄9）と1877年（明治10）の二度にわたって、日本政府として鬱陵島とともに竹島についても領有意志がないことを明らかにしたことはあっても、領有を確認したことは一度もなかったのである。領有意志がなかったからこそ、前述したような島名をめぐる混乱

が生じたのである。

領土編入にあたっての公示も不足不十分であった。国としての領土編入を官報で公示しなかったのは何故か。1898年（明31）7月の南鳥島を領土編入した時も官報に掲載せず、東京府告示第58号で公示しただけであった。しかしリヤンコ島の場合は、日本政府当局者も韓国領と認識していた島であり、当然に韓国の利害と直接的なかかわりをもっていた以上、韓国政府と協議すべきであつたし、結果を通告するのも当然であった。それにもかかわらず、「領土編入の措置を外国政府に通告することは國際法上の義務ではない」とホームページでは注記しているが、義務ではないにしても隣国に対する外交上の道義の問題ということを考えなかつたのかという疑問が残る。

リヤンコ島の領土編入にかかる公示は島根県告示と新聞掲載であった。県告示は、政府の「管内への公示」という訓令にもとづいて、1905年（明治38）2月22日に島根県告示第40号として行われ、『島根県報』で発表された。また、同年2月24日付の『山陰新聞』は、「隠岐の新島」と題する記事で報じただけである。たしかにそれは「秘密裡」に行われたものではないが、さりとて國際法に照らして「有効に実施された」というには程遠い公示であったことは否定できない。

ここでのリヤンコ島の領土編入は、当初内務省が「韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外国ニ我が韓國併合ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といって、中井の「貸下願」を却下したものであった。中井が改めて「領土編入並ニ貸下願」として内務、外務、農商務三大臣宛に提出したのは1904年（明治37）9月29日であった。その直前の7月23日付で執筆された外務省政務局長山座円次郎の序文は、韓國江原道に属するヤンコ島として記述してある『最新韓國実業指針』のためのものである。農商務省水産局長の牧朴真が序文を書いている前年1月刊行の『韓海通漁指針』もまた、ヤンコ島の扱いは同じであった。当時の日本では、ヤンコ島（リヤンコ島）が韓国領の島であることは常識になっていたといってよい。

それにもかかわらず、中井の「貸下願」を手にした外務省の山座局長は「時

局ナレバコソ、其ノ領土編入ヲ急務トスルナリ」と、リヤンコ島の領土編入を急がせたのである。それは、「望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セバ、敵艦監視上極メテ屈竟ナラスヤ」という理由からである。

この年2月10日にはロシアに対する宣戦が布告され、国をあげて日露戦争の勝利に向けて突き進むのである。韓国がもつ位置は重要であった。4月23日には、韓国の首都漢城を軍事的に制圧した上で「日韓議定書」が締結された。韓国の施政は日本軍の指揮下におかれ、日本軍が軍略上で必要とするところは臨機収容できることが定められ、日本軍は韓国における駐留権と土地収容権を確保する。さらに5月31日には、「対韓施設網領」を閣議で決定し、韓国を日本の保護国としてゆくことを明確に方向づけ、8月22日の「第一次日韓協約」でもって、財政と外交の顧問を韓国政府に雇入れさせることを定めた。

すでに6月には、対馬海峡で陸軍輸送船が撃沈されるなど、ウラジオストック艦隊の南下が憂慮され、日本海軍は韓国東海岸に監視所を設けて海底電信線で結ぶこととし、鬱陵島との間では9月に開通させている。

中井の願書を「領土編入並ニ貸下願」に改めさせて内務省に提出させた9月29日というのは、鬱陵島との海底電信線がつながった直後のことであった。外務省の山座政務局長が語った「時局」とはこのことであり、領土編入を「急務」としたゆえんである。すでに海軍はリヤンコ島に望楼設置の可否を調査していた。

1月28日に日本政府はリヤンコ島の領土編入を閣議で決定した。すでに漢城一帯の治安警察権は日本軍が掌握するという戦時体制下での領土編入である。仮に韓国政府に通告していたとしても、そうした状況下では韓国側が異議を申し立てることはできなかった。韓国政府に通告するなどのことは、初めから無視していたと考えた方がよい。

ロシアとの講和条約が成立したのちの11月17日には、「第二次日韓協約」が締結され、12月20日からは韓国統監府が設置される。日本の竹島領有100年は、韓国の側からみれば、日帝支配の植民地化がはじまる100年であり、日本の竹島領有化はその第一歩といふことができるのであった。

4 島根県官員の鬱島郡守訪問

リヤンコ島の領土編入から1年以上たった1906年（明治39）3月28日、島根県第三部長神西由太郎を団長とする45名の調査団が、領土編入して新しく竹島と呼ばれることになった島を視察した帰途、鬱陵島に寄航して鬱島郡衙を訪問した。調査団に同行した奥原碧雲は、『竹島及鬱陵島』（明治40年刊）に収めた「竹島渡航日記」のなかで、その時の状況を次のように記している。

「3月27日 ……各方面の調査結了しければ、一同帰船し、竹島を一周して各方面的撮影をなす。海波漸く高く、天候稍不穏の徵ありければ、一先づ鬱陵島に避難することとなれり。時に午後2時30分。鬱陵島に着し、苧洞沖に仮泊せしは、午後9時なりき。…部長以下数名は、この夜風波を冒して道洞に上陸し、残員は船内に留まりて夜を明かしぬ。

3月28日 ……既にして船は道洞に入りぬ。…端舟に乗じて一同上陸せしは、午前9時なりき。同島駐在の日本警察官及び日商組合員の斡旋によりて、片倉、脇田、吉尾諸氏の宅に分れて休憩す。……

次ぎて、各方面に分れて調査に従事することとなり、午前10時神西部長以下十数名は通訳を従へて郡守を訪問す。日本人の部落を過ぎて上ること数町、「鬱島衙門」と扁額せる政庁の内に入り、刺を通じて、郡守沈興澤に面会す。郡守は京城の人、年齒五十二、寛裕の相を備へ座蒲団の上に跪坐し、白衣を着し、冠をつけ、長烟管を携へ、傍なる机上に数部の簿冊あるのみ、簡単素材顧る太古の風あり。神西部長は訪問の由来を述べ、竹島にて捕獲せし海驢一頭をおくる。郡守は遠來の勞を謝し、贈物に対して謝辞を述ぶ。辞令顧る巧なり、されど行政上の質問に對しては多くは要領を得ざりき、一同記念のため序前に於て撮影せり。」

この記述からすれば、竹島の日本領土編入について知らせたかどうかは不詳である。「神西部長が訪問の由来を述べ」たことになっているので、そのなかで竹島の領土編入について言及したものと思われる。いま一つ、調査団に同行していた山陰新聞の記者も、「竹島土産」と題するレポートを新聞に執筆して

いる。明治39年4月1日の記事である。

「午後8時頃鬱陵島の茅洞に着、一部は直に上陸せるが、道洞よりは日本警官及郵便局長人民等船2隻を儀して歓迎せり。依りて同島の郵便局長片岡某氏の家に宿を請ひ、一部は汽船に泊し拂曉を待て上陸し、一同郡守を訪問し、本邦人巡查部長の通弁にて島の情況を尋ね、……神西部長は余は大日本帝国島根県の勧業に従事する役員なり、貴島と我管轄に係る竹島は接近せり、又貴島に我邦人の滞留する者多し、万事につき懇情を望む、又貴島を視察する予定なれば何か進呈すべきものを携帶すべかりしを、今回避難の為に偶然にも着島せし訳にして、何も贈呈するものなし、幸に茲に竹島に於て海驥を獲たれば贈呈せんとす、受納あらば幸甚と。郡守答えて曰く、然り滞留の貴邦人に就ては余に於て充分保護すべし、又海驥の贈呈を受く、若し海驥にして味美なれば再び贈与を望む云々」

以上二つの報告からいえることは第1に、島根県の竹島調査団は、韓国の鬱陵島を訪問することは、当初の予定には入れていなかったことである。竹島の調査を終って帰国しようとした時、天候不良のため緊急避難で鬱陵島に立ち寄ったということである。

第2に、神西部長が鬱島郡守に対して、竹島の日本領土編入を通告したようにみられないことである。日本側では、竹島の領土編入については、何らかのかたちで韓国に通告され、鬱島郡守も承知しているものと考えていた如くである。したがって、鬱陵島訪問の由来を語るなかで、また鬱陵島は「我管轄に係る竹島は接近せり」という話を通じて、鬱島郡守は独島が竹島と呼ばれ、日本領になったことを教えられたのではなかろうか。郡守の江原道觀察使に宛てた報告のなかで、「日本官人一行が官舎に到り、独島が今日本の領地ゆえに視察に來到したという」とあるように、独島が日本領地になったから視察にきたという話を聞かされて驚いたというものであった。

郡守は、その翌3月29日に直ちにそのことを江原道觀察使に報告した。その内容は、觀察使署理春川郡守李明來が、4月29日付で議政府參政大臣に提出した「報告書号外」と同文であったとされる。

報告書号外

鬱島郡守沈興澤報告書を内開するに、本郡所属独島は外洋百余里にあるが、本月初四日辰時量に輪船一隻が郡内道洞浦に来舶した。そして日本人官人一行が官舎に到り、独島が今日日本の領地ゆえに視察に來到したという。その一行とは日本島根県隱岐島司の東文輔及び事務官の神西田太郎、税務監督局長吉田平吾、分署長警部影山嚴八郎、巡查一人、會議一人、医師、技手各一人、其外隨員十余人が、戸数や人口、土地、生産の多少についてまず質問し、さらに人員及び経費が幾らかについて質問したという、諸般事務を視察して記録したことを報告し、照会します。

光武十年四月二十九日

江原道觀察使署理春川郡守李明來
議政府參政大臣閣下

この報告書は、5月7日に漢城の議政府に受け付けられ、參政大臣は5月20日付で「独島が日本領地になったということは全く根拠のないことであるが、さらに独島の状況と日本人の行動について調査して報告すること」と指令を発したのである。

鬱島郡守沈興澤は、みずからが管轄する郡内の独島が日本領になったと聞かされて驚いたことを、江原道觀察使に報告し、江原道からの連絡を受けた議政府參政大臣は、韓国政府の最高責任者として、独島が日本に領土編入されたことを否認して韓国領であることを明らかにしたものといつてよい。

この時參政大臣は、さらなる調査をして報告するように指示している。しかしこのことについての江原道觀察使や鬱島郡守の調査報告書は残っていないのである。その何故かについて宋炳基の『鬱陵島と独島』(檀国大学校出版会2007年)は、指令が現地に伝わっておらず、指令があったとしても進達されなかつた場合と、報告書は進達されたが、それが行方不明になつた場合とが考えられ、そのいずれの場合も、韓国統監府による介入があったものと想定している。そして韓国政府が、独島併合を容認したものでないことは、1908年(隆熙2年、明治41年)に高宗の命で編纂刊行された『増補文献備考』の輿地考覈珍條には、

鬱陵島と于山島（独島）が鬱島郡に所属しているとしていることでも明らかである。

竹島の領土編入をめぐる諸問題

内 藤 正 中

（元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授）

Problems with Japan's Incorporation of Takeshima Island

NAITO Seichu

2006年10月

北東アジア文化研究 第24号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所